

第二十六回国会
衆議院

公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録第五号

昭和三十三年三月二十二日(金曜日)

午前十一時十八分開議

出席委員

委員長 石坂 繁君

理事 大村 清一君 理事 田中 龍夫君

理事 藤枝 泉介君 理事 松澤 雄蔵君

理事 井堀 繁雄君

青木 正君 植原悦二郎君

植村 武一君 加藤 高蔵君

椎名 隆君 高橋 貞一君

田中 正巳君 山下 春江君

山本 利壽君 松本 七郎君

山下 榮二君

出席政府委員

自治政務次官 加藤 精三君

総理府事務官 (自治庁選挙部長) 兼子 秀夫君

委員外の出席者

総理府事務官 (自治庁選挙部管理課長) 桜沢東兵衛君

三月二十二日

委員 日井莊一君、青太郎君及び古川丈吉君辞任につき、その補欠として山下春江君、田中正巳君及び植村武一君が議長の名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七〇号)(参議院送付)

○石坂委員長 これより会議を開きます。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

本案につきましては、すでに質疑は終局いたしておりますので、直ちに討論に入りたいと存じます。

これより討論に入りますが、別に通告もありませんので、これを省略するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○石坂委員長 御異議がないと認めまして、さように決します。

これより採決いたします。国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

「総員起立」

○石坂委員長 起立総員。よって、本案は原案通り可決すべきものと決しました。

○青木委員 この際、本案に對しまして附帯決議を付するの動議を提出いたします。

まず案文を朗読いたします。

附帯決議案

選挙は民主政治の基盤であつて、選挙が公平適正に行われることは絶対的の要件である。

従つて選挙の執行の経費については、その必要額を十分に確保する必要があるにもかかわらず執行経費の基準額は著しく実情に即しないうらみがある。よつて左記の点について検討の上、実情に即するよう速かに改正の措置を講ずべきである。

記

一 立会演説会、氏名揭示等選挙公費に於いては、公費の趣旨にかんがみ、完全な実施を可能ならしめるよう経費の増額を図ること。

二 投票、開票管理費及び同立会人並びに選挙立会人の費用弁償の額並びに人夫賃、囑託手当の額は実情に比し低額に過ぎるので増額を図ること。

三 補欠選挙等の執行経費を基準額の三分の二とするは不合理であるからこれが是正を図ること。

以上でありまして、先般の本委員会におきまして質疑応答の経過等にかんがみましますと、この選挙の執行経費の基準の定め方につきまして、私どもはなお不十分の点が多々あることを発見いたしましたのであります。よつて、選挙の執行の実情に即するよう、できるだけ早い機会に増額するよう、政府において考へべきものと思ふのでありまして、以上の趣旨により、本決議案を提出する次第であります。何とぞ御賛同をお願いいたします。

○石坂委員長 ただいま青木正君より本案に關し附帯決議を付したい旨の動議が提出されましたが、これについて御意見がありますれば、この際承わります。

「なし」と呼ぶ者あり

○石坂委員長 別に御意見がないようでありますから、青木君の動議について採決いたします。青木君の動議に賛

成の諸君の起立を求めます。

「総員起立」

○石坂委員長 起立総員。よつて、青木君の動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

ただいまの附帯決議に關し政府より発言を求められておりますので、この際これを許可いたします。加藤自治政務次官。

○加藤(精)政府委員 ただいまの委員会におきまして御決議になられました附帯決議の趣旨を体して、政府は極力善処いたしたい、こういう存念でございます。

○石坂委員長 この際お諮りいたします。本案に關する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願うことに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○石坂委員長 御異議なしと認めます。よつて、さう決しました。

次会は公報をもつてお知らせいたします。本日はこれにて散会いたします。

午前十一時二十二分散会

〔参照〕

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に關する報告書

〔別冊附録に掲載〕

昭和三十三年三月二十七日印刷

昭和三十三年三月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局